

事 務 連 絡

平成26年11月28日

各 位

撰津市総務部財政課

撰津市水道部総務課

事後審査型制限付一般競争入札における疑義について

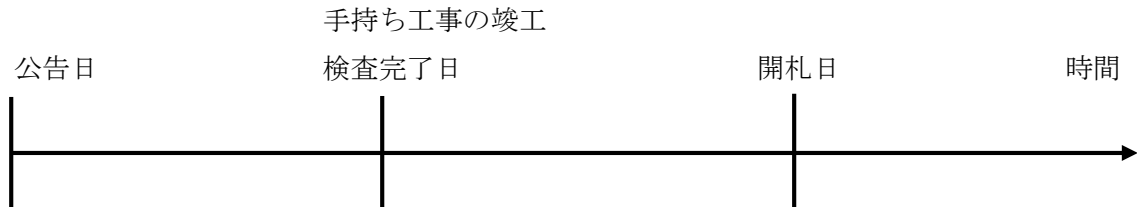
「撰津市事後審査型制限付一般競争入札要綱」、「撰津市事後審査型制限付一般競争入札要綱に基づく入札に係る共通公告事項」における手持ち工事の件数の基準となる日については、以下のとおりとなります。

つきましては、「撰津市事後審査型制限付一般競争入札要綱」、「撰津市事後審査型制限付一般競争入札に基づく入札にかかる共通公告事項」について、一部改正いたします。

記

撰津市事後審査型制限付一般競争入札において、撰津市事後審査型制限付一般競争入札要綱で、手持ち工事の件数により入札申込できる件数を定めておりますが、ここでいう手持ち工事の件数の基準日を是正いたします。つきましては、今後の取扱いとして、入札申込を制限する基準となるのは、開札日時点での手持ち工事件数といたしますので、ご承知おき下さい。

例



上記の場合、開札日時点で手持ち工事の竣工検査が完了していますので、当該手持ち工事は0件となり、入札申込できる件数の制限は受けません。

以上